

日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2022（令和4）年度大学評価の結果、日本赤十字九州国際看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

II 総評

日本赤十字九州国際看護大学は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を理念・目的としている。また、大学院についても、建学の精神の達成に向けて、「看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を理念・目的として定めている。これらを実現するため、法人の第三次中期計画に示された5つの事業に対する大学としてのアクションプランを設定し、医療機能の分化や地域包括ケアの進展、国内外における異文化看護の需要の高まり等を踏まえた新カリキュラムの実行、情報通信技術（ICT）を活用した教育実践などをビジョンに掲げ、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、全学的な方針及び手続を明示し、「経営会議」「質保証・IR室」「自己点検・評価委員会」を内部質保証に責任を負う組織とし、なかでも「経営会議」を推進組織と位置づけている。ただし、教員数が限られているため、各会議における構成員の重複が生じており、その結果、これら会議体の役割分担が不明瞭になっている。また、各部署での点検・評価結果に基づく改善において、学長及び「経営会議」は報告を受けるにとどまっており、改善のためのフィードバックが規程どおりに機能していない。これらのことから、体制の見直しを図るとともに、内部質保証システムを運用し、機能させることが求められる。くわえて、行政機関や認証評価機関等の外部からの指摘事項への対応について、改善のプロセスを構築し、明文化することが望まれる。

教育に関しては、大学・大学院ともに、理念・目的、教育目標、「三つの方針の策定に関する基本方針」に基づき、それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教

育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を適切に定め、公表している。また、これらに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。特に、学習成果の指標として「ディプロマ・サプリメント」を独自に開発し、大学院修士課程においても「修士課程修了時の能力評価指標」を活用しており、学生生活の状況及び卒業時の到達度評価を可視化し、就職先アンケートの結果を「ディプロマ・サプリメント」とあわせて分析することにより、就職先からの視点も取り入れた多角的な学習成果の把握・評価に取り組んでいることは、高く評価できる。

さらに、学修や生活面も含めた学生生活全般を支援する取り組みとして、「アカデミック・アドバイザー制度」を設け、アドバイザー担当教員が全学年にわたる学生をゼミナールによって入学から卒業まで一貫して支援しており、担当教員が学内の各機関と連携しながら、包括的な学生支援を展開している。特に、学修支援においては、「ディプロマ・サプリメント」を活用した個人面談を実施しており、学生の学習成果を踏まえた支援として特筆すべき取り組みに値する。また、大学が立地する宗像市からの働きかけに応じて地域連携に積極的に取り組み、社会連携・社会活動の責務を果たしていることも優れた点といえる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。前述の内部質保証システムについては、体制の見直しを図ったうえで、機能させることが求められる。また、大学運営に関して、実態としては、「経営会議」で学長が決定したその後に、「教授会」に意見を求める運用を行っていることから、「教授会規程」と実態の間に齟齬が生じている。したがって、規程に沿った運用が求められる。

今後は、内部質保証の体制及び意思決定プロセスの再検討・整備を図り、特色ある取り組みを発展させることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を大学の理念・目的として掲げ、これに基づき学部・研究科の教育理念・目的を示している。看護学部の教育理念・目的は大学の理念・目的と共通となっている。また、看護学部の教育目標として、「①赤十字の人道理念を實踐できる看護人材を育成する、②常に世界に関心を持

ち、看護実践を通して国際貢献できる能力を養う、③人格的成熟・自立をはかり、他者との関係性を発展させることができる能力を培う、④事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む、⑤看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う、⑥社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動できる能力を養う」の6項目を定めている。

大学院では「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を理念・目的として掲げている。看護学研究科修士課程の目的は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」、教育目標は「多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成すること」である。看護学研究科博士課程は「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的とし、共同看護学専攻の教育理念として「赤十字の理念である『人道 (humanity)』の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現すること。さらに、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を育成できるような教育を行うこと」を掲げ、教育目標を「① 研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。② 知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能力、課題解決能力を養う。③ 臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。④ 国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う」の4点としている。

以上より、大学の理念に基づき、学部・研究科の理念・目的・教育目標を適切に設定しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

看護学部・看護学研究科とも、理念・目的を大学学則・大学院学則に明記し、大学ホームページ、シラバス、学生便覧、大学案内に掲載して周知・公表している。入学時オリエンテーションやガイダンスでの学生への周知、教職員会議での教職

員への周知も行っている。また、学生に対しては学園の6大学間の学生交流、学生奉仕団活動等の活動を通じて、理念・目的の浸透を図っている。しかし、上記のような活動と理念・目的を結びつけて認識できている学生が全体の約半数にとどまっていたため、一層の周知を目指し2019（令和元）年に「自校教育の充実強化策について（案）」を作成し、教学会議にて検討した。その施策のなかで「赤十字関連活動を含む正課外活動ポイント制」を2020（令和2）年度より設け、学生の課外活動について学位授与方針との関連を示し、大学の理念・目的の浸透とともに、ポイントにより学生の就職支援等につなげる取り組みを実施していることは、評価できる。

以上のことから、理念・目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2019（令和元）年度からの5か年計画として、「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」の5項目を目標に掲げた学校法人日本赤十字学園第三次中期計画を策定し、その実現のため、大学にて各事業計画項目に5か年の年度ごとのアクションプランを設定している。アクションプランでは、第三次中期計画内の各目標のもとに必要なに応じて、医療機能の分化や地域包括ケアの進展、国内外における異文化看護の需要の高まり等を踏まえた新カリキュラムの実行、情報通信技術（ICT）を活用した教育実践などの目標を置き、学部と研究科それぞれの統括・担当部署と達成目標、年度ごとの詳細な計画を記載している。学園から示される基本方針、第三次中期計画、大学のアクションプラン等に基づき、年度の事業計画及び収支予算並びに重点事業を策定している。

2022（令和4）年度事業計画に大学サテライトでの地域連携活動、自校教育の強化事業を設定し、あわせてニューノーマルへの対応を見据え「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。さらに、「経営会議」のもと「ICT推進会議」を新設して、教育・学習環境の充実及び業務改善のための推進事業に取り組んでいる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「1. 基本方針」「2. 責任体制・手順

等」「3. 教育活動の有効性・適切性に関する検証」の3項目からなる「内部質保証に関する方針」を策定している。

「1. 基本方針」では、「(1) 本学の理念・目的の実現に向けて、自らの教育研究その他諸活動について自己点検・評価を行い、大学としての一定水準の維持・向上を図り、社会に対し説明するための仕組みを恒常的に機能させることによって内部質保証を行う、(2) 『三つの方針(3ポリシー)の策定に関する基本方針』をはじめとする各種方針の実現並びに学部・研究科の三つの方針を起点とするPDCAサイクルの構築に向け策定した行動計画を、段階的・重層的に点検・評価、改善することにより、継続性・組織性・透明性・客観性に基づく内部質保証を推進する」と定めている。

また、「2. 責任体制・手順等」「3. 教育活動の有効性・適切性に関する検証」において、内部質保証推進組織である「経営会議」を中心とする全学的な内部質保証の体制・手順、教育活動の有効性・適切性に関する検証方法等について明記している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示を適切に行っていると判断できる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「経営会議」を内部質保証推進組織と位置づけ、「経営会議」「質保証・IR室」「自己点検・評価委員会」を、内部質保証の推進に責任を負う組織としている。

「経営会議」は、学長、学部長、研究科長、事務局長、学務部長、図書館長、地域連携・教育センター長、国際看護実践研究センター長、質保証・IR室長、その他、学長が指名する者によって構成し、理念・目的の実現に向けた各種方針、事業・財政計画、自己点検・評価を基盤とした他諸活動の改善方針等を決定して、学内外に明示することをその役割としている。なお、これら方針等の決定にあたって、学長は、教授会、研究科委員会に意見を求めることとしている。

「自己点検・評価委員会」は、経営会議構成員、各会議・委員会・室の長、事務局各課長、その他学長が指名する若干名にて構成しており、内部質保証の基盤として行う自己点検・評価を統括する役割を担っている。「自己点検・評価委員会」は、学部・研究科、委員会等の各組織が行う諸活動(教育・研究活動、組織運営等)に関する自己点検の結果を評価して、全学的又は教育課程・部門横断的な課題を抽出し、自己点検・評価結果を『自己点検・評価報告書』として取りまとめ、学長に報告する。

「質保証・IR室」は、室長・副室長・室員で組織され、室長・副室長は学長が指名する教職員、室員は教職員の中から学長と室長が協議のうえ学長が指名する教職員とすることを「日本赤十字九州国際看護大学質保証・IR室規程」に定めて

いる。「質保証・IR室」は、『自己点検・評価報告書』に基づく自己点検・評価結果の検証を行い、学部・研究科及び各組織における質保証の支援を行い、質保証に係る情報の集約・分析・発信のほか、学部・研究科及び各組織の諸活動に対し、学長が改善指示を行うにあたっての根拠情報を提供する。

教育活動の有効性・適切性に関する検証は、①授業レベル、②教育課程レベルの2段階で行うこととしている。①授業レベルの検証は、各授業の担当教員が行う直接評価及び間接評価の指標を用いた点検・評価結果について、学部は教務委員会、研究科は研究科学務委員会が総括し、アセスメント・ポリシーに則り点検・評価する。②教育課程レベルの検証は、学部・研究科のアセスメント・ポリシーに則り、学部・研究科の教育目標の到達に向けた成果を、「学部領域代表者会議」及び「研究科領域代表者会議」において点検・評価することになっている。

以上のように、組織の権限と役割、学部・研究科等との役割分担や連携のあり方については規程等に明記しているが、「経営会議」「自己点検・評価委員会」「質保証・IR室」の構成員が重複しており、内部質保証の推進にあたって組織の独立性を担保することが難しい状況にあり、後述するように規程に沿った役割を果たしていない実態がある。この課題については大学内においても認識しており、今後に向けて、各委員会の役割を明確化し、妥当な人員配置を行っていくなど具体的な改善策を掲げているため、着実に取り組むことが求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

「人間のいのちと健康・尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める」という人道の具体的実現に向けて、何をどのように学び、卒業時・修了時に、何を身につけたか、何ができるようになったかという観点から、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の3つの方針を策定することを「三つの方針の策定に関する基本方針」に定めている。この全学的な基本方針に則り、学部及び研究科の3つの方針を策定している。

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を全学的な取り組みとして確実に実行していくため、具体的な作業手順やスケジュール、積極的に公表すべき情報等について明示した「自己点検・評価実施要領」を学内で共有し、「経営会議」、各種委員会等において、要領に従って自己点検・評価を進めている。

自己点検・評価に際し、「質保証・IR室」において上記の実施要領を策定して、「経営会議」に諮った後、「自己点検・評価委員会」に提示し、同委員会は、当該年度の点検・評価シートを作成のうえ、各教育課程及び各組織の長に点検・評価シートを配付する。各教育課程及び各組織の長は、中期計画に基づき、年度ごとに事業計画及びアクションプランを策定し、点検・評価項目に沿って自らの取り組みを

点検・評価し、「現状説明」「長所・特色」「問題点」について点検・評価シートに記載する。そのうえで、「自己点検・評価委員会」の委員は、評価者として、点検・評価項目ごとに設定された「評価の視点」を踏まえ、点検・評価シートの記載内容について評価し、結果を記載する。評価結果は、中間評価会議で協議し決定している。最終評価は、内部基準及び外部基準に基づき点検し、取り組みの有効性・適切性等を評価して、次年度に向けた強化課題等を抽出する。作成した『自己点検・評価報告書』は、「自己点検・評価委員会」から「経営会議」に提出し、「経営会議」は、提出された『自己点検・評価報告書』をもとに、評価結果を「質保証・IR室」に検証させ、質保証・IR室長は検証結果を学長に報告する。学長は、検証結果を踏まえ『自己点検・評価報告書』を理事長に提出している。

各教育課程及び各組織の長は、改善に必要な方策を速やかに協議し、その結果について「経営会議」に報告する。くわえて、各教育課程及び各組織は、点検・評価結果に基づき、自ら改善が必要と認めた事項について改善のために必要な措置をとる。「内部質保証規程」において、学長は「自己点検・評価並びに外部評価及び認証評価等の結果に基づく改善方針」を「経営会議」において審議し、「学部長・研究科長並びに各組織長に改善を命ずる」とされているが、上記のように原則改善・向上に向けた措置は各組織の判断で実施しており、学長及び「経営会議」はその結果報告を受けるのみとなっている。以上のように、点検・評価結果を踏まえた改善指示等、内部質保証推進組織による改善支援が規程どおりに行われていないため、改善が求められる。

看護学研究科博士課程共同看護学専攻の自己点検・評価は各構成大学で実施し、専攻全体の改善項目、課題、各委員会の取り組みについては構成大学の教員で構成する「大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価委員会」が『点検報告書』として取りまとめ、連絡協議会に報告している。

学外者の視点を取り入れるため、学外の実務者や有識者からなる「大学運営審議会」を設置して意見、提言等を受けている。また、九州・沖縄地区の赤十字病院看護部長や学生自治会の役員と意見交換を行う機会を設け、点検・評価における客観性、妥当性の確保に努めている。

行政機関や認証評価機関等からの指摘事項への対応については、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、前回の大学評価（認証評価）の際に概評において指摘された事項については、「経営会議」にて共有し、関係部署に再点検を指示するといった対応を行っている。しかしながら、このような指摘事項に対して、対応する体制や仕組み、全学的内部質保証推進組織の関与の方針などについては、規程等に記載されていない。

以上のように、内部質保証システムが規程どおり機能していない部分が見受けられるため、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会に対して説明責任を果たすために、大学ホームページに「情報公開」のバナーを設けて、教育研究活動に関する情報、財務に関する情報、学生アンケート結果、国家試験合格率、卒業生の動向等、公表すべき情報を集約し、広く社会に公表している。大学ホームページ運用に関する指針を設け、発信する情報の適切性を点検している。

さらに、私学版大学ポートレートにも情報を掲載するとともに、年2回発行している広報誌で在学生、保護者及び卒業生・修了生に教育研究活動等に係る情報を公表している。

以上のことから、社会に対して説明責任を果たすための情報の公表については適切に実施している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

前回の大学評価（認証評価）の結果を受けて、2019（令和元）年度に過去3年間の自己点検・評価の適切性を検証し、①内部質保証に関する方針の不足、②データに基づく内部質保証の強化、③企画情報室（現「質保証・IR室」）と「経営会議」との連携強化の3点が課題として明らかになった。

このことに対して、「企画情報室」が「経営会議」及び「自己点検・評価委員会」に提言し、①3ポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）策定の基本方針、②内部質保証の方針等、③第三次中期計画を推し進めるための各種方針、を「経営会議」で整理し、さらに、組織の改組を行ったうえで、内部質保証システムを運営している。このように、全学的なPDCAサイクル及び内部質保証システムの点検・評価を行い、改善・向上を図ってきているが、現在のシステムの適切性について、どのように点検・評価し改善・向上につなげていくか、その体制・手続が明確になっていないため、改善が望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証推進組織として「経営会議」を位置づけ、「内部質保証規程」において自己点検・評価の結果に基づく改善方針を同会議での審議を経て、学長が各組織へ指示するとしているものの、実態としては学長及び「経営会議」は各組織からの報告を受けるにとどまっておらず、内部質保証システムが規程どおりに機能していない部分が見受けられる。また、内部質保証の推進に責任を負う組織としている「経営会議」「自己点検・評価委員会」「質保証・IR室」の役割も明確で

ないため、内部質保証体制の見直しを図るとともに、規程に則して運用し、機能させることが求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的に照らし、看護学部、看護学研究科修士課程・博士課程共同看護学専攻、図書館、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター等の教育研究組織の整備を進めている。教育研究組織の設置、改組、廃止等は、学校法人日本赤十字学園の理事会及び評議委員会で審議・策定した第三次中期計画に従って行っている。

また、学校法人日本赤十字学園が運営する6大学のうち5大学が共同で博士課程の教育を行うことで、大学院教育や研究の充実を図っている。各大学は日本全国に開設され遠方にそれぞれ存在していることから、専用回線で結ばれた遠隔教育システムを用いて、5つの大学のさまざまな経験をもつ多くの教員の多様な考えや発想に触れる機会を設け、学生個々のニーズや能力等に応じた専門領域の垣根を越えたオーダーメイドの教育・研究指導を行っている。なお、学生は、指導教員の在籍する大学に学籍を置くが、5大学の施設を利用することができる。

「地域連携・教育センター」を2020（令和2）年度に設置し、「地域連携部門」と「教育研修部門」の2つの部門を通じて、地域連携や継続教育に関連する事業を運営している。

以上のとおり、大学の理念・目的に照らした、教育研究組織の設置状況は適切であるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、「経営会議」において行い、「自己点検・評価委員会」にて毎年2回の検証を実施している。

自己点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みの例としては、2019（令和元）年度の「地域連携・教育センター」の設置が挙げられる。これは、大学として社会貢献・社会連携を推進していく役割が求められていることを踏まえ、主に赤十字関連施設に勤務する看護職員の継続教育支援及び認定看護師の養成を目的として活動してきた「看護継続教育センター」を、教育・研究の成果を地域・自治体・産業界と連携し広く社会に還元していくことを目的として、地域連携室と統合したものである。また、「経営会議」の直下の「企画情報室」を「質保証・IR室」

に改組して、大学の質保証と各種データをもとにした改善施策の立案、実施、検証の強化を図っている。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

看護学部、看護学研究科ともに、理念・目的、教育目標、「三つの方針の策定に関する基本方針」に基づき、それぞれの学位授与方針を定めている。

看護学部は「人間の尊厳と権利を擁護する力」「チームで働く力」「看護の専門性を探求する力」といった5つの大項目を設定し、そのもとにそれぞれ2つの小項目を定め、卒業までに身につけるべき能力等を具体的に示している。

看護学研究科修士課程では、「人間の尊厳と権利を擁護する倫理観をそなえた（中略）専門職として課題を探求する能力」や、「多様でグローバルな健康課題を学際的な視点から捉える能力」等の全コース共通の内容を含め、保健学コースでは5項目、看護学コースでは6項目を定めている。CNSコースと助産教育コースは、看護学コースの学位授与方針に、コースごとに異なる2～3項目を追加する形で学位授与方針を設定している。また、看護学研究科共同看護学専攻博士課程の学位授与方針では、「看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している」等の2項目の修得すべき知識・技能・態度等を明示している。

各課程の学位授与方針は、それぞれ学生便覧、履修の手引き、大学案内、大学ホームページ等に掲載し学内外に公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに、学位授与方針を適切に定め、公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的及び「三つの方針の策定に関する基本方針」に基づいて、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を設定し、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分及び授業形態を明示している。

看護学部の教育課程の編成・実施方針では、科目を「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」に区分することを述べたうえで、「リベラルアーツ・専門基礎科目のうちリベラルアーツ科目は専門科目の基盤となる力を涵養する」「リベラルアーツ・専門基礎科目の多くは1、2年次に配置するが、専門科目との連動を意図して3、4年次にも配置する」等、各科目に対する考え方や科目配置の意図を明示している。また、「専門科目」を「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」に区分し、「看護学演習科目・実習科目についてはI～Vのレベルで学部を通して

段階的に学修できるように構成する」ことを定めている。

看護学研究科修士課程の教育課程の編成・実施方針は、「人間の尊厳と権利を擁護する倫理観をそなえた看護専門職として課題を探究するために、学修の基盤となる共通科目を置く」「研究者・教育者、高度実践看護師、助産師という多様な目的を有する学修者が領域を横断して学問を探究できるよう合同演習を置く」等、学位授与方針の各項目に対してどのような科目を配置するかといったことについて述べている。なお、看護学研究科修士課程では教育課程の編成・実施方針が授与する学位（保健学及び看護学）ごとに書き分けられていない状態にあるが、2022（令和4）年度より保健学の学位を授与する保健学コースでは学生の募集を停止している。

博士課程共同看護学専攻では、「看護学を導く理論を探究するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく」「自らの研究テーマに関わる事例や先行研究を分析し、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究するために演習をおく」等、看護学を研究する者として身につけるべき知識や能力を涵養するためにどのような科目を配置するか等について5項目にわたって示している。

これらの教育課程の編成・実施方針を、学生便覧、履修の手引き、大学ホームページ、大学案内等に掲載し、学内外に公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表していると判断できる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。

看護学部の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び国家試験出題基準を参考に、「リベラルアーツ」「専門基礎科目」「専門科目」で構成している。このうち「専門科目」は、講義・演習（技術科目等）・実習科目を、科目間の関連や順序性を考慮して配置している。

初年次教育として、入学後に大学における学びの基礎力を高める学習機会を設定している。

研究科修士課程では、保健コース、看護コース、CNSコース、助産教育コースの4つのコースに7つの専門領域を設定し、コース別に共通科目と専門科目を体系的に編成している。コースごとにカリキュラムマップ、コースツリーを作成することで、教育課程の体系を可視化している。2022（令和4）年度には、CNSコースにおいて老年看護と精神看護に係る領域を新設した。また、今後、保健コース（災

害・国際協力、ヘルスプロモーション)を国際看護として学修内容を再構築し、看護コースへ統合することを予定している。

研究科博士課程では、共通科目、専門科目、演習、合同研究ゼミナール、特別研究の科目区分を設け、体系的なコースワークとリサーチワークによる教育課程を編成している。

看護学部及び看護学研究科の教育課程の編成は、各課程に設置する教務委員会及び「領域代表者会議」で審議し、必要に応じ、教授会、研究科委員会、「経営会議」に附議又は報告している。各課程のカリキュラムの適切性は、「大学運営審議会」において定期的に確認している。カリキュラムの改編は、日本赤十字学園の「カリキュラム委員会」及び常務理事会で審議を行っており、内部質保証を担う組織において、カリキュラムの適切性を担保しているといえる。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

2016(平成28)年度からアクティブ・ラーニング(AL)の推進に向け、「GoodAL賞」を設け、受賞科目については教員を対象とした公開授業を実施するなど、教育力向上の機会としている。これを踏まえ、2020(令和2)年度からは、アクティブ・ラーニングの活用結果にも着目し、科目到達目標の達成度による表彰制度を設けている。

学習の活性化や効果的な教育に向けた工夫として、①履修ガイダンス、②授業方法・時間の工夫、③GPA導入、④教員・学生間コミュニケーションの仕組みの構築、⑤シラバスの充実、⑥施設整備、⑦進級要件の設定、⑧授業評価アンケートの実施、⑨学習時間調査、⑩学生表彰の取り組みを行っている。また、「看護学実習要項」に実習体制、実習計画、全般的な留意事項等を明示し、臨地実習を実施している。シラバスについては、学部・研究科ともにWebシラバスにより、各科目の授業の目的、到達目標、学位授与方針との関連、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法及び基準等を明示している。

授業期間は、2学期制とし、講義・演習、実習科目を配置している。

看護学部においては、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位と履修規程に定めている。なお、GPAに基づき条件を満たす者に対して、単位数の上限を緩和しているが、その該当者は少ない。また、シラバスには授業時間外の学習活動や取り組み時間を記載し、準備学習・復習について具体的に指示しており、単位の実質化を図るための措置を概ね適切に講じている。

2021(令和3)年度にLMS(学習管理システム:Learning Management System)を導入し、システムの活用について「ICT教育検討ワーキング」による勉強会を

開催している。

看護学研究科修士課程においては、『学生便覧/履修の手引き』に履修モデルや履修の流れ、研究スケジュールを示している。

看護学研究科博士課程においては、履修や研究を計画的に進めていけるように学生便覧に研究指導計画として学位取得までのプロセス等を示し、ガイダンスで周知している。また、学生が5大学で連携して実施する授業に出席するため、スマートビデオシステムを導入し、円滑な授業の実施に努めている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学長直轄の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、学長のリーダーシップのもと、教育の質の担保を図る組織体制を整備した。大学の対応状況について文部科学省通知等をもとに確認し、「経営会議」で対応を審議・決定している。

以上のように、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を適切に講じていると判断できる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学則及び履修規程において単位制度について規定し、これらの規定に基づき単位認定・成績評価を実施している。

看護学部では、各科目担当教員がシラバスに記載している評価方法に基づいて成績評価を実施し、全学生の成績一覧を Semester ごとに教授会に提示して単位認定を行っている。研究科修士課程では、年に2回、研究科教務委員会にて成績評価・単位認定の適切性を確認し、研究科委員会で審議のうえ単位を認定している。研究科博士課程では、年に2回、共同大学院教務委員会にて、成績評価・単位認定の適切性を確認し、「共同大学院連絡協議会」にて単位の認定を行っている。

入学前の既修得単位等の認定については、看護学部では、教育上有益と認めるときには大学、短期大学又は高等専門学校において履修した単位を認定している。研究科では、教育上有益と認めるときに他の大学院において履修した単位を認定している。

卒業・修了要件は大学学則及び大学院学則に規定している。

看護学部においては、学生それぞれの卒業到達度を、ディプロマポリシー到達度（以下「DPルーブリック」という。）により確認し、教務委員会にて在学期間、取得単位数を確認後、卒業予定者案を作成している。その後、教授会での審議を行い、「経営会議」の承認を経て、学長が卒業を決定している。

研究科については、「日本赤十字九州国際大学大学院学位規程」に基づき、審査委員会の学位論文等及び最終試験に係る審査結果を研究科委員会において審議し、「経営会議」での承認を得て、学長が課程修了の認定を行っている。博士課程においては、研究科委員会は「共同看護学専攻連絡協議会」にその審査を付託して

いる。

研究科修士課程では、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程修士論文の審査および最終試験の実施要領」において、「質的研究・量的研究」「事例研究」「文献研究」という区分ごとに審査基準を定めている。博士課程においては、「共同看護学専攻後期3年博士課程学位審査規程」に博士論文の審査基準を定めている。修士課程・博士課程ともに、学位論文の審査基準を『学生便覧/履修の手引き』『履修の手引き・シラバス・学生便覧』、大学ホームページ上で公表している。

2022（令和4）年度より、修士課程においては、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学位審査に関する細則」に則して、研究指導教員を審査委員会の副査として審査に加えるが、研究指導補助教員は当該学生の審査委員会の委員より除く方針としている。博士課程においては主研究指導教員及び第1副指導教員以外に各構成大学から3名の審査員を選出した審査体制により、客観性及び厳格性を確保している。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与については適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

看護学部・看護学研究科ともにアセスメント・ポリシーを明示している。

看護学部においては、18指標を設定し、これらの指標を運用するために、各指標の目的を明示したアセスメントチェックリストを整備し、関係委員会等での評価の分担や実施時期を明示している。

2016（平成28）年度文部科学省大学教育再生加速プログラムにより、学生が学習成果修得度を自己評価するための「DPLルーブリック」及び「ディプロマ・サプリメント（学位証明書補足資料、以下「ディプロマ・サプリメント」という。）」を開発した。

これらの具体的な活用方法について見ると、学生に対して、各時点での夢・目標、科目の到達度、課外活動記録、卒業論文の内容の入力を課し、これらの情報をもとに在学中の「プレ・ディプロマ・サプリメント」、卒業時の「ディプロマ・サプリメント」において①DPLルーブリック、②カリキュラム到達度、③看護職キャリアパス基礎スケール、④ジェネリックスキル（PROGテスト）の4つの指標によって、学生生活の状況と卒業時の到達度を可視化している。「プレ・ディプロマ・サプリメント」及び「ディプロマ・サプリメント」は在学中・卒業時の能力評価・学習成果測定に使用するだけでなく、学生から就職先の教育担当者に提供することで、就職後より効果的な指導を受けられるようにする狙いもある。また、就職先アンケートを実施し、その結果を「ディプロマ・サプリメント」に照らして分析す

ることで、就職先からの視点も取り入れており、「ディプロマ・サプリメント」を通じて学習成果の把握・評価を多角的に実施していることは高く評価できる。

D Pルーブリックについては、2019（令和元）年度からアカデミック・アドバイザー教員による客観的評価の値を別に追加するように運用方法を見直している。

学生との意見交換会や学生生活調査を実施し、その結果を踏まえ、次期カリキュラムの編成に関する課題を明確にして、改善・向上につなげている。

さらに、間接的評価として、卒業時及び卒業後のアンケートを実施している。卒業生対象のアンケートの回収率は低いものの、その結果は学生支援への活用を予定している。

研究科においては、成績・単位取得状況、学生による授業評価、教員による授業自己評価、領域及びコース担当者による「演習」「実習」「特別研究（課題研究）」の評価を評価指標として設定している。また、各コースの学位授与方針の到達状況を測定するために、学位授与方針に示された能力ごとの達成目標を記した「修士課程修了時の能力評価指標」を整備している。この指標には、研究指導教員による評価も加えており、学生の自己の学習状況の把握と研究指導に生かしていることは、高く評価できる。

研究科博士課程では、「共同看護学専攻教務委員会」において「共同看護学専攻連絡協議会」との連携のもとに学習効果の把握と評価を実施している。博士課程では学位授与方針に明示した学習成果を把握するため、博士課程の修了生へのヒアリングを実施している。

以上のように、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価について、概ね適切に行っていると判断できる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容・方法の適切性の点検・評価については、看護学部、大学院修士課程、大学院博士課程のそれぞれの教務委員会が行っている。

看護学部では、教育の過程における評価としてカリキュラムの形成的評価を行っている。その結果を踏まえて、2016（平成28）年度カリキュラムについては、完成年度となる2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて総括的評価を行っており、具体的には、「Ⅰ. アドミッション・ポリシーで示した資質能力の適切性」「Ⅱ. カリキュラム・ポリシーに基づき設定されたカリキュラムの適切性」「Ⅲ. ディプロマ・ポリシーで示した資質・能力の適切性」について評価を実施した。その結果を踏まえ、新カリキュラムに向けて現行カリキュラムから改善・検討すべき課題及び3つのポリシーに関する次期の改善すべき点を抽出し、2022（令和2）年度からのカリキュラムに反映している。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大

予防のため導入したオンライン授業を中心に形成的評価を実施し、これらの結果を踏まえて、2024（令和6）年度以降のカリキュラム改正を進めている。

研究科修士課程では、授業アンケートに基づいた授業自己評価を実施し、「研究科領域代表者会議」で内容の確認を行っている。これらの内容を統合した形成的評価の資料を作成し、研究科委員会で共有している。2020（令和2）年に実施した2017（平成29）年度カリキュラムの総括的な評価結果は、研究科委員会、「教学会議（現経営会議）」において審議し、2022（令和4）年度カリキュラム改正につなげた。2022（令和4）年度からは保健コース（国際保健）を廃止し、看護コース（国際保健・国際看護学）及びCNSコース（老年看護学・精神看護学）を開設している。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

長所

- 1) 学部においては独自に開発した「ディプロマ・サプリメント」、研究科修士課程においては「修士課程修了時の能力評価指標」により、学生生活の状況と卒業時の到達度評価を可視化している。特に、学部では就職先アンケートを実施し、その結果を「ディプロマ・サプリメント」に照らして分析することで、就職先からの視点も取り入れており、「ディプロマ・サプリメント」で設定した複数の指標とあわせ、多角的に学習成果の把握・評価を行っていることから評価できる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

「三つの方針の策定に関する基本方針」を踏まえ、各課程の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

看護学部においては、学生の受け入れ方針を「1. 求める学生像」「2. 入学者選抜方法」「3. 学力の3要素と選抜方法との関連性」に分けて示している。「1. 求める学生像」では「赤十字の理念である人道に基づき、人間の尊厳と権利を理解する人」「大学で学ぶために必要な基礎的学力を有している人」「国内外の保健・医療・福祉の分野で活躍する意欲のある人」等の学位授与方針で示された内容を身につけるにあたって求められる能力や意欲を示している。学力水準に関しては、「3. 学力の3要素と選抜方法との関連性」において各選抜でどのような能力を見るか詳細に示している。

看護学研究科修士課程では、学生の受け入れ方針に、「人間の尊厳と権利を擁護する倫理観を有する人」「基礎学力、専攻領域の基本的知識及び思考力を身につけている人」等の有すべき倫理観、基本的能力、態度に係る4項目を明示している。

看護学研究科博士課程共同看護学専攻は、課程を共同で運営する5大学で、「保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する意欲のある人」「真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性をもつ指導者を志す人」等、入学者に求める7項目を学生の受け入れ方針として設定している。しかし、学生の受け入れ方針に、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していないため、改善が望まれる。

これらの学生の受け入れ方針は、学生便覧、履修の手引き、大学案内、大学ホームページ等に掲載し学内外に公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学位課程ごとに「入学試験委員会規程」を策定し、各「入学試験委員会」において、入学者選抜に関する企画・立案・実施及び合否案について審議している。入試問題の作成、実施、合否判定等も「入学試験委員会」で行っている。なお、入学者選抜の合否については、「入学試験委員会」で策定した合否案を教授会・研究科委員会で審議し、その結果を「経営会議」の承認を得て、確定している。また、各選抜者試験において問題が生じた際も「入学試験委員会」にて検討している。

入学者選抜においては、学部・研究科に「入学試験委員会」を設置して、一元的に運営を行っている。選抜方法は「学校推薦型選抜」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」の3種類を設けている。広報活動においては、「入学試験委員会」が入試広報課と連携して行う体制をとっている。選抜は公正に行われていると判断できるが、選抜の実施過程や入試問題の作成過程等入学試験全体に関する事後の検証については「入学試験委員会」の委員以外で構成される委員会等を設置し検証を行うことが望まれる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学者数が超過する年度はあるものの、学部・研究科の入学定員に対して、概ね入学定員に見合った人数を受け入れるとともに、適切に在籍学生数を管理している。

学部においては、文部科学省からの通知をもとに決定した数値未満とすることを定員管理の原則としつつ、在籍学生数を加味して算出した入学者数を「学部入学

試験委員会」で検討し、その結果を踏まえて「経営会議」で審議・決定している。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各課程の入学者選抜に関する業務は自己点検・評価も含め各課程の「入学試験委員会」が管轄しており、その結果をもとに年2回の「自己点検・評価委員会」において検証を行っている。また、学長や「経営会議」の方針を入試委員会の取り組みに速やかに反映できるよう、入試委員会には「経営会議」の構成員を委員として含めている。

学生の受け入れ方針を含む3つの方針の整合性や関連性については、「経営会議」の指示に基づき、2019（令和元）年度に各担当の委員会において自己点検・評価を行い確認している。また、看護学部では選抜方法の適切性について検証するため、入学者選抜の成績と入学後のGPAを比較調査・分析しており、その結果に基づき選抜方法を検討するなどしている。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的・教育目標の実現、教育研究の充実、社会への貢献を目指し、「求める教員像及び教員組織編成方針」を定めている。

「求める教員像」として、赤十字の理念に対する深い理解や共感、看護学及び関連領域に関する教育研究の能力や実績をはじめとする7項目を明示している。「教員組織編成方針」では、教員の任用・昇任、教育課程にふさわしい教員組織の編制等6つの方針を示している。また、「求める教員像及び教員組織編成方針」は学部・研究科共通のものとなっているが、そのなかで「教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする」ことを定めている。しかし、赤十字の基本理念において「豊かな教養と人間性を備えた国際的に活躍できる」人材の育成を目指している一方で、「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関して大学として求める具体的な資質等に関する記載が乏しい。

「求める教員像及び教員組織編成方針」は、大学ホームページで公表している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織は、教育課程にふさわしい各領域・分野の専任教員で適切に編制している。充足していない領域・分野については統廃合等を行っている。教員数等は、大学及び大学院設置基準を十分に満たしており、教育特性に見合った人員を概ねバランスのよい年齢及び職位構成で配置している。なお、教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則としている。

以上のように、「求める教員像及び教員組織編成方針」に基づき、適切に教員組織を編制していると判断できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

各種選考規程や内規、選考基準に従って、教員の募集・採用・昇任を実施している。教員採用については「日本赤十字九州国際看護大学教員任用選考規程」及び「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」に明記された教員採用の資格基準に基づいて公募により人材を求め、「人事委員会」で選考を行い、選考結果は人事委員長より、学長が含まれる「経営会議」に諮り、教授会の議を経て学長が任用の可否を決定している。しかしながら、「人事委員会」の委員は全て「経営会議」の構成員であることや、学長が含まれる「経営会議」での審議を経た後、教授会又は研究科委員会で報告・審議していることなどについては、教員人事の体制・手続としてふさわしいか、検討することが望まれる。また、学内に在籍する専任教員の昇任については、適切な時期に昇任について検討すると「日本赤十字九州国際看護大学教員昇任選考規程」に定めている。

大学院において教員になることができる者については、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」に基づき、研究科長が指名した委員で構成する「資格審査委員会」に研究科長より付託し、審査している。審査結果は「経営会議」にて承認を経た後、博士後期課程の場合は共同看護学専攻研究科長会議に推薦することになっている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の定義を「本学の教員が行う授業及び研究指導の内容及び方法の改善等の教育能力及び研究能力の向上を図るために行う研修等」とし、全教員を対象として行うものと、特定の教員を対象として行うものとに区分して、大学全体・学士課程・修士課程でそれぞれFD活動を行っている。教育改善のためのFDとしては、電子テキスト導入に関するFDや、看護学研究科修士課程の研究指導のための統計解析の基礎についてのFD、また教員の研究等の資質向上のためのFDとしては研究倫理セミナー等を実施している。

他大学と合同の研究科を組織する博士課程では、年1回開催される共同看護学専攻合同ガイダンス時にFDを実施している。内容は、教育内容や研究倫理審査、研究計画書審査及び論文審査に関連する原則や法的根拠等について、最新の知見を習得できるようなものとしている。

「FD/SD委員会」の主催による企画として「大学教職員の質向上のための研修(教育能力向上)：赤十字の基本理念に対する理解」を実施しており、FD活動を通じて、赤十字の基本理念と建学の趣旨を教職員のほぼ全員が共有して学んでいる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2019(令和元)年度に行われた自己点検・評価において、「求める教員像」の見直しに加え、「教員組織編成方針」の策定について検討し、「求める教員像及び教員組織編成方針」として改正・策定を行っている。2019(令和元)年度に行われた自己点検・評価においては、教員に求められる能力として赤十字に関する内容が入っていなかったこと、本協会の大学基準において「求める教員像」の明示が求められていることなどから「求める教員像」の見直しを行った。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的をもとに、学生が学修・研究に専念し、有意義な大学生活を送るための学生支援の方針を「学生支援に関する方針」として定め、以下の3点を掲げている。

1点目は、学生が学修・研究に専念できるような環境整備を進め、経済的な側面からも支援を行うこと、2点目は、心身ともに健康かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、主体的に学習・研究活動ができるような支援を行うこと、そして、3点目は、自身にとってふさわしいキャリア形成が行えるよう、必要な情報提供等の支援を行うことである。

これら学生支援の方針は、学部、研究科ともに学生便覧に掲載することで学生に周知している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に定め、明示していると判断できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されている

か。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援に関する方針」の実現のため、全学的な学生支援に係る各種施策を、「学生支援委員会」及び「研究科教務委員会」が中心となり担っている。また、学部の教務委員会や「ハラスメント防止委員会」「危機管理委員会」等とも連携を図り、支援体制を強化している。とりわけ学部においては、少人数制で異学年相互の学習機能の向上を狙い、「アカデミック・アドバイザー制度」を導入している。この制度は、アカデミック・アドバイザーが担当する縦割り形式のゼミナールに学生が所属するもので、アカデミック・アドバイザーは助教以上の教員が担当し、学生の課題に応じて個別面談を実施し、学生がいつでも相談できるような関係性を構築している。学内の各機関へのつなぎ役としての役割も担っており、相談ニーズに応じて学務課学生支援係、学校医や保健室職員、学校カウンセラー等と連携をしながら対応を行っている。また、学習面では、アカデミック・アドバイザーがディプロマ・サプリメントを活用した個人面談を実施するなど、学生の学習成果を踏まえた取り組みとなっている。アカデミック・アドバイザー教員用のハンドブックも作成し、教員間での学生支援の標準化を図っており、学生向けアンケートの結果においてもアカデミック・アドバイザーのタイムリーな対応に対する満足度は高いことから、優れた取り組みとして高く評価できる。研究科においては、主に指導教員が学部のアカデミック・アドバイザーの役割を担っており、入学から卒業まで一貫して研究指導及び学生支援を行っている。

修学支援に関しては、入学から卒業までの過程における適切な時期に、「入学試験委員会」、教務委員会、「学生支援委員会」等の関係委員会が連携し、必要な支援策の企画検討・実施等に取り組んでいる。入学時においては、入学生が高等学校時代に学んできた基本的知識を再確認し、専門的知識を身につけることができるよう、例年入学式前に3日間、理科系科目の補講及び確認テストで構成する入学前補講を実施している。在学期間中には、成績不振となった学生に対し、学生の能力に応じた補講を行っている。また、卒業時期に受験する国家資格については、「学生支援委員会」が学生への支援策を講じている。

学生生活に関する方針の一環として、メンタルヘルスの相談体制の強化を挙げていることから、スクールカウンセラー及び学校医との連携はもとより、前回の大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、2020（令和2）年度から外部機関と委託契約を結び、学生が「日赤九州看護大学生相談ダイヤル」に365日相談できる体制をとっている。また、ハラスメントの防止に向け、規程に基づきハラスメントの相談員を配置し、学生便覧で広く学生に周知をしているほか、ハラスメント防止のためのリーフレット作成や専門家を呼んでの講話も行っている。

キャリア支援に関しては、職業観を養うための科目を設定している。2年次後期の「キャリアデザインⅠ」では、自分の将来像を模索し、看護専門職としてのキャ

リア形成について考えることを目的として、看護職の仕事の特徴、看護職のキャリアにおける障壁等をイメージできるような授業を展開している。看護職のキャリアにおける障壁を学ぶ中で、将来像に不安を感じる学生もいることから、エキスパートナースの講演を取り入れ、新人時代からどのように成長したかの体験を聞く機会を作っている。また、赤十字医療施設との連携を強化し、就職後も学生の支援ができるよう、キャリア担当者が赤十字医療施設へ訪問して情報交換を行っている。就職先へのアンケートも行い、キャリア支援の在り方を評価する機会も設けている。

その他、学生の要望に応じた対応としては、学生自治会と、学部長、学務部長、教務委員長、学生支援委員長が年に1回意見交換をする機会を設け、学生の意見や要望を聞いている。自治会からの意見・要望については、「経営会議」等で共有・検討し、学生自治会にフィードバックしている。

以上のことから、大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に学生支援を行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、学部では「学生支援委員会」、研究科では「研究科教務委員会」が確認し、年2回の「自己点検・評価委員会」において検証している。

アカデミック・アドバイザーに関し、学生生活調査により学生の意見聴取を実施している。学生生活調査の結果からは、アカデミック・アドバイザーへの満足度がどの学年も高い傾向にあり、アカデミック・アドバイザーが学生にとって有益なものであることを確認している。また、自由記述欄から改善を要する意見も把握している。年度末にはアカデミック・アドバイザーを務める教員に対するアンケート調査も行っており、担当ゼミナールの実態等を把握したうえで、効果的な開催方法の在り方等も検証している。

学生支援に関する3つの方針の達成状況についても、学生生活調査で学生の実態を学年ごとに把握することを通じて確認している。修学支援については、学生生活調査により学年ごとの学習時間等の課題を把握したうえで、ガイダンス等で課題解決に向けたアドバイス等を行い、学習の動機づけを行っている。生活支援についても学生生活調査を通じて実態を把握し、それらの対応を全教職員で把握したうえで、保護者へのフィードバックも含めて行っている。また、キャリア支援についても、正課科目であるキャリアデザインⅠ・Ⅱの授業アンケートをもとに方針の達成度等を把握している。上記の一連の点検・評価活動は、方針の実現に向けて有効な対応であると考えられる。

<提言>

長所

- 1) 助教以上の教員をアカデミック・アドバイザーとして配置し、学生がアカデミック・アドバイザーごとのゼミナールに参加することで、少人数制で異なる学年の学生による相互の学びを促している。また、ゼミナールを通じて担当教員が学生の状況を個別に把握し、学内の学生支援に関係する機関と連携しながら、包括的な学生支援を展開し、特に学習面での支援では「ディプロマ・サプリメント」を個人面談で活用することで、学生の進路や学習成果を踏まえた支援を行っており、アンケートにおいて多くの学生がタイムリーな対応に対して満足であると回答していることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、学生の学習及び教員の教育研究活動を十分に行える環境とするため、「校舎・施設・設備の整備」「情報通信環境の整備」「図書館の整備」「教育研究等環境の整備」「研究倫理順守体制の整備」「教育研究等環境の適切性の検証」の6項目を掲げている。

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」を定めている。また、ICT化の推進のため、2021（令和3）年にデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進計画を策定している。

各方針は、大学ホームページで公表すると同時に、教職員ハンドブックに掲載し、教授会、教職員会議等において周知している。

以上より、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地面積及び校舎面積は、十分確保されており、大学及び大学院設置基準上必要な面積を満たしている。大学全体の施設・設備等の維持管理は、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。2011（平成23）年度に経年劣化による補修を実施し、その後も設備改修を含め逐次行っている。

新型コロナウイルス感染症対策本部にICT教育検討ワーキンググループを2020（令和2）年度に設置し、教職員及び学生に対して、研修会を企画・実施した。2021（令和3）年度には、当該ワーキンググループを「経営会議」直下の「ICT推進会議」に改組し、継続してICT教育の推進に取り組むとともに、IRの充実と強化を目指している。パソコンは、情報処理室、CALL教室、ラーニング・コモンズ、図書館に十分な台数を配置し、学生が使用できるように整備している。

認定看護師教育課程研修生用に購入した心電図モニターや人工呼吸器を装備する高機能シミュレーター（人体模型）を学部や大学院の教育でも使用し、映像機器と連動させることでより臨床現場に近い状況を再現している。講義演習時以外は、学生の申し出により開放し、技術練習に役立てている。2020（令和2）年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大下では、臨床現場と大学を遠隔システムでつなぎ、臨床現場の見学やケース・カンファレンスを実施したほか、カメラで撮影した臨床現場の映像をVRで視聴する疑似体験学習等、ICTを活用しながら対応した。

安全及び衛生については、「安全衛生委員会」が主に担当し、学生や教職員からの意見も踏まえ、学内の安全衛生管理に努めている。また、学校医を開学以来置いており、学生及び教職員の心身の安全衛生を確保している。感染症流行時期には、関連する委員会や部署、学生らと連携し、情報配信とポスター掲示による啓蒙活動、消毒薬の設置等を実施している。

バリアフリーへの対応として、主要校舎の各1階には多目的トイレ、建物の中央にエレベーターを設置している。各校舎は廊下でつながれ、廊下等には十分なスペースがあり車椅子等での通行にも問題はない。

学生の多様な学習形態に対応するスペースを整備するため、2016（平成28）年に実習棟の演習室の一部を改装し、ラーニング・コモンズを開設した。ラーニング・コモンズは、組み合わせ自由な机と椅子で人数に合わせたさまざまな学習ができるスペースであり、学生が主体的な学習活動の場として利用している。また、独立行政法人国際協力機構の委託研修事業として実施している外国人研修生受け入れ事業等においても、ラーニング・コモンズを利用している。

教職員及び学生の情報倫理に関する取り組みは、ICT教育検討ワーキンググループと図書館が中心となり実施している。教職員向けの内容は、オンライン教材作成時の著作権に関する情報や資料の提供、著作物利用申請手続等である。学生に向けては、「情報リテラシー」に関する動画（①情報リテラシーとは、②SNSの利用、③オンライン授業での情報リテラシー/確認クイズ）を作成し、これを全員が視聴している。また、視聴後には情報リテラシーに関する誓約書を学生に提出させている。

以上のことから、必要な校地、校舎を有し、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館の蔵書数・購読雑誌数は十分である。学部学生・大学院学生・教職員に、通年で図書購入のリクエストを受け付けたり、雑誌の利用頻度や新規購読希望のアンケートを実施したりするなど、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に利用者の声を反映し、蔵書等の整備を行っている。赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を収集するとともに、特別コレクションとして災害看護・人道科学関連の図書購入費の特別枠を設けている。

図書館には、十分な数の個人用の閲覧席を設けている。グループ学習により適した環境として別棟にラーニング・コモンズを設け、学生同士での意見交換や議論等を行う際はこちらの利用を促している。開館時間は、学生が利用しやすいように平日と土曜日に設定しており、学生の利用が集中する時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員を十分に配置している。

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出、学内外からのオンラインによる所蔵資料の検索や予約、学外からの文献複写の取り寄せ、図書の相互貸借を実施している。2020（令和2）年度は、図書や複写物の郵送サービスも実施した。また、看護・医学情報のデータベースや、新聞データベース、文献情報管理ツールを導入し、学外からも利用できるよう設定して利用者、特に働きながら通学する大学院学生への便宜を図っている。オンライン授業や自宅や実習での学習に有用な学習用データベース等も導入し、利用方法を含めホームページや在学生ポータルで周知している。教員の研究成果については、学術機関リポジトリにて積極的に公開するよう促している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制や施設環境を適切に備えているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示し、公表している。各教員には、職位に応じた個人研究費を支給している。また、学内措置として研究資金及び学会活動参加資金（発表のための出張旅費（国外を含む））を支給する奨励研究制度を設けている。2020（令和2）年度には「奨励研究費等取扱内規」を、若手教員の積極的な応募と学会での発表を促すため改訂し、奨励研究の成果を公表している。災害看護領域、赤十字活動等に関する研究を促進するため学園が設けている「赤十字と介護・看護に関する研究助成金制度」の応募にあたっては、「FD／SD委員会」が中心となり申請方法に関する指導・助言の機会を設

けている。教員の科学研究費補助金の応募促進・獲得に向けて、研修会を開催するほか、学外機関による研究調書作成支援体制を構築しており、採択数も増えている。

研究成果発表の機会を確保するため、『日本赤十字九州国際看護大学紀要』を毎年発行している。

教員研究室は、助手、助教、講師は二人で一部屋、准教授と教授は個人で一部屋を使用し、集中して研究を行う環境を確保している。教員採用計画や初任者・役職者の採用・決定を行うなかで、研究室の不足が問題点として挙がり、2020（令和2）年度より教材室や会議室を改修し対応している。

研究時間の確保や研究専念期間の保障が十分でなかったため、2020（令和2）年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規程」を整備した。2021（令和3）年度はクリティカル・災害看護領域の教員が制度を利用しているが、研修・研究期間として取得できる期間は短い。また、原則本務優先であるため、授業や実習等により調整が難しい教員も多い。全教員が応募できるような職場環境・風土づくりが課題となっている。

以上より、「研究推進基本方針」に基づき、職位に応じた研究費の支給、奨励研究制度の運用、外部資金獲得のための支援等を行い、結果として、教員の外部資金獲得につながっていることから、教員の研究活動を促進できていると判断できる。一方で、研究時間の確保、研究専念期間の保障等は十分とはいいがたいため、今後対応することが望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

不正防止並びに公的研究費の適正な運営及び管理に関する規程として「日本赤十字九州国際看護大学公的運営費等運営・管理規程」を策定し、不正防止に関する研究者等の行動規範を定め、学長のもとに学部長をコンプライアンス推進者とする体制を整備し、研究活動について教職員の意識向上を図るとともに具体的対策を講じている。不正に関する学内の相談窓口は、総務課が担っており、必要に応じて法律事務所にも相談できるようにしている。公的研究費の不正使用防止についても、責任体制を整備している。2021（令和3）年度に創設した「研究倫理委員会」による公的研究費の内部監査に関する制度を整えている。また、国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の役割を公的研究費の不正防止計画に明記し、不正防止の取り組みに対する点検・評価を毎年行い、その結果と研究倫理審査結果を大学ホームページで公表している。以上のように、研究倫理を遵守するために規程等を策定し、遂行している。

研究倫理教育は「研究倫理委員会」が担っており、大学として年に1度研修会を

開催し、研修会終了後の理解度確認テストの実施、ルール遵守に係る「誓約書」の提出義務化等により、研究不正防止、研究費の不正使用防止等に係る教育・啓発に努めている。また、e-ラーニングプログラム（eAPRIN）を2年ごとに受講するよう教員に周知して、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し、研究活動を支援している。受講結果は、研究倫理審査委員会委員長と当該委員会の事務で把握し、未受講者がいないよう管理を行っている。

学部学生については「看護研究方法」の講義と「卒業研究」において、科目担当教員及び卒業研究指導教員より研究に即した倫理的配慮を行うことを確認し実施している。研究によっては学部学生も「研究倫理審査委員会」に申請を行っている。大学院学生については、e-ラーニングプログラムについてガイダンスで周知し、受講を促している。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り、「研究倫理審査委員会規程」を定め、外部委員を含めて「研究倫理審査委員会」を設置することにより、公正性を担保している。人を対象とする研究を行うにあたっては、必ず同委員会の研究倫理に関する承認を得ることを義務づけている。研究データについては、定めた指針に従って取り扱うこととしている。着手後の管理としては、研究者に、研究終了の報告及び有害事象発生時の対応を検討するため事象発生後の速やかな報告を義務づけ、侵襲性のある研究及び介入研究には、進捗状況の報告を義務づけている。2021（令和3）年には、上記指針が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に改定されたことに伴い、「研究倫理審査委員会規程」の見直し及び実施要領の改正を行った。

安全保障輸出管理については、これまで該当事例は生じていないものの、規程等の整備が望まれる。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を概ね適切に行っている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、年間を通じて、「経営会議」「図書館運営委員会」「研究倫理委員会」が確認するとともに、「自己点検・評価委員会」で点検・評価している。さらに、自己点検・評価結果から明らかとなった課題を踏まえ、「経営会議」が改善を決定しており、大学院学生の研究室の移転、ICT利活用環境の整備等を実施している。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的及び日本赤十字学園第三次中期計画で掲げる項目の「地域社会との連携・社会貢献」を踏まえ、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。

この方針では、「大学には、新しい知識の創造と人材の育成を担う教育・研究機関であること、さらに地域活性化や発展を牽引する中核拠点としての役割である社会連携・社会貢献が使命として求められている」ことを前提とし、「生涯学習等を通じて、地域の教育及び文化の向上・発展など、地域社会の発展に貢献する」等の3つの柱を明示している。

「社会連携・社会貢献に関する方針」は、教職員会議で周知するほか、『教職員ハンドブック』、大学ホームページに掲載している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「地域連携・教育センター」と「国際看護実践研究センター」を設置し、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、活動を実施している。

「地域連携・教育センター」においては、赤十字関連施設や医療施設に勤務する看護職を対象とした研修や、宗像市のニーズを踏まえての地域公開講座、高・大の接続等を実施している。自治体との連携としては、宗像市の「むなかた大学のまち協議会」に構成員として参画しているほか、市のスポーツ推進計画の基本施策の1つである「健康スポーツ de ハッピー事業」にも取り組んでいる。市民の健康に関する課題として、車での移動が多く、運動習慣をつける必要があることが挙げられるため、市として「健康スポーツ de ハッピー事業」を展開しており、この事業に大学として参画している。具体的には、地域住民対象の身体測定やストレッチ講座を行い、プログラムの結果を分析した。また学生・教職員共同で小学生向けの看護体験等のボランティア活動を行うなど、地域との交流機会を設けている。このように地域住民と交流を行いつつ、市のニーズにあわせて教育研究成果を地域に還元していることは高く評価できる。さらに、日本赤十字社等との連携等を通じて、学生・教職員は積極的にボランティア活動や社会貢献に取り組んでいる。

「国際看護実践研究センター」では、協定校との交流、独立行政法人国際協力機構研修事業の受託、国際赤十字との連携・協力活動、共同研究の推進等に取り組んでいる。

赤十字病院との連携においては、2016（平成 28）年度に採択された「大学教育

再生加速プログラム」での成果をもとに、相互の連携を強化している。

2021（令和3）年度には、日本看護学会で実施された「Nursing Now ニッポン宣言交流集会」において、複数の看護大学・看護学校の関連協議会による推薦で、学部学生がスピーチを行った。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを適切に実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

「地域連携・教育センター」と「国際看護実践研究センター」は、各センター会議において前年度の評価を踏まえ活動計画を立案し、企画書を作成し実施している。実施後は参加者への質問調査を実施して、課題や改善点を明確にし、センター会議で共有及び検討している。各事業の活動計画及び実施結果については、「自己点検・評価委員会」で適切性を確認し、「経営会議」、教授会、教職員会議で報告し、改善を行っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 2002（平成14）年度から継続している「むなかた大学のまち協議会」をはじめ、長期にわたって宗像市と連携した活動や、宗像市のニーズを踏まえた地域貢献活動を行っている。市が行っている施策の1つである「健康スポーツ de ハッピー事業」に参画し、地域住民を対象とした身体測定及びストレッチ講座の実施とその結果分析をしているほか、小学生の看護体験等、学生・教職員ともに地域住民との交流機会を設け、これらの活動によって、市民の運動習慣を促し、健康増進を図るなど、地域のニーズに合わせて教育研究の成果を還元していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、2019（令和元）年度

からの5か年計画として「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」の5項目を目標に掲げた第三次中期計画を策定し、大学ホームページ上で公表している。また、中期計画に基づき、「大学運営・財務に関する方針」を定めており、教職員には、教職員会議で周知するとともに、教職員ハンドブックで共有をしている。「大学運営・財務に関する方針」は、学長をトップとした各役職者の権限・役割等を明確にし、迅速確実な意思決定が行われるように管理運営体制を継続的に改善していくことや、教職員に対し、理念・目的、各種方針、計画に基づく諸施策について十分な認識を図り、教学組織と事務組織が連携して、中長期計画を確実に実現することなど、ガバナンス体制、会議運営、教職協働、内部質保証の推進、FDやSD研修の実施を主とした5点を方針として定めている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を策定し、明示していると判断できる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

方針に基づいた適切な大学運営を行うための組織及び権限については、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」「組織分掌規程」「日本赤十字学園決裁規程」等で明確に定め、そのもとで運営を行っている。

学長の選考方法及び任期については、「学長候補者選考規程」において定めており、選考基準（求めるべき学長像）等についても明記している。また、学長の権限については、大学規程で「大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営を統理し、すべての職員を指揮監督する」と定めている。役職者についてもその選任方法や権限を、理事長任用教育職の任用に関する取扱方針及び大学規程で規定している。

学長による意思決定及びそれに基づく執行については、大学規程に基づいて「経営会議」にて行っている。「経営会議」は「経営会議規程」に定める審議事項について審議し、学長の業務決定を助けるものとして位置づけしている。

教授会の役割は「日本赤十字九州国際看護大学教授会規程」において審議事項とともに定めており、学長による意思決定と教授会の関係性に関しても同規程において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする」と明確に示している。

ただし、大学としての意思決定の後に教授会で意見を求めるプロセスを経ている事柄が見受けられ、意思決定機関とその他の機関との連関が不明瞭な点がある。特に、教員採用について現行の運用は、「人事委員会」での審査を経て「経営会議」

で学長が決定した人事案を教授会に報告することになっている。教授会において意見が出された場合には「人事委員会」や「経営会議」において再審議されることになっている。また、2021（令和3）年度に「地域連携・教育センター」内の2部門を統合する決定を行う際も、それに伴う「地域連携・教育センター規程」の改正について2022（令和4）年度から施行することを「経営会議」で審議した後、教授会で承認を行っている。上述のとおり「教授会規程」で、「教授会は（中略）学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする」機関であると規定されていることから、「経営会議」による学長決定事項に対し教授会で意見できるとする現状の運用は、規程との齟齬が生じており、規程の趣旨に沿っているとはいいがたいため、改善が求められる。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との間での権限や責任の明確化については、「学校法人日本赤十字学園寄附行為」及び「日本赤十字学園理事会業務委任規程」において理事会の決定事項等を定め、理事会の決定事項及び理事会の常務理事会への委任事項を除き、大学の管理運営に関する業務を理事長が学長に委任することを規定している。

危機管理対策については、大規模災害の発生に備えた災害対応マニュアルを定め、「危機管理委員会」が日常的な対応を担っている。災害発生時には学長を本部長とした災害対策本部を設置することになっている。さらに、学生及び教職員の早急な安否確認等、迅速かつ確実な連絡体制を構築するために、安否確認システムを導入している。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「経営会議」のもとに「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染防止対策、教育とその質保証、学生生活の支援、感染者及び疑い者が発生した場合の情報整理と対策等を行っている。

以上のことより、学長をはじめとする所要の職を規程等に準じて置くとともに、教授会をはじめとした各組織の役割や権限等も明示しているが、意思決定のプロセスについて改善が求められる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算の編成及び執行については、「学校法人日本赤十字学園経理規程」において明確化しており、法人本部からの事業計画及び予算編成方針に基づき、事業計画と予算案を策定し、執行している。予算編成にあたっては、「経営会議」において事業計画を策定して、当該計画、当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成している。作成した予算案は「経営会議」において審議し、教授会へ報告している。作成された予算案は「日本赤十字学園寄附行為」及び「理事会業務委任規程」に基づき、理事会及び評議員会で審議を経て承認している。予算執行は「学園経理規程」及び同施行細則に基づき、学内各部署

からの予算要求書をその必要性・適切性等を稟議のうえ実施している。また施行細則では、会計帳簿や証ひょう書類の保管等についても明確に定めており、これらの規程等に基づき明確性、透明性を確保している。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとして、四半期ごとに事業活動の収支状況等を学内の各会議に報告している。また、2020（令和2）年度に、大学の経営と教育の質保証及び円滑な大学運営を行うための情報を分析し、大学機能と財政経営基盤の強化を図るため、「経営会議」のもとに「質保証・IR室」を設置した。今後、「質保証・IR室」において予算執行の効果を分析し、「経営会議」へ報告する予定としており、今後の取り組みに期待したい。

以上のように、予算編成及び予算執行を、関係規程に基づき適切に行っているが、予算執行に伴う効果の分析や検証については今後の取り組みに期待したい。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に関わる組織及び分掌業務は「組織分掌規程」で定めている。職員の昇格や昇給については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱等で明示している。2022（令和4）年に「職員採用選考規程」を制定しており、規程に基づいた選考を進めている。

開学以来、事務職員は日本赤十字社福岡県支部からの出向職員で構成していたが、大学に求められる職員の専門性を高めるため、大学として職員の採用を開始している。

教職協働に関しては、学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有を図るため教職員会議を毎月1回実施している。

人事考課に基づく職員の適正な勤務評価を行うため、事務局長による各課長へのヒアリングを実施し、業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課題・目標等について意見交換を行っている。また、各職員は業務実績や懸案事項、人事異動希望等を記した人事調書を作成しており、この内容を踏まえて面談を行い、評価結果をフィードバックしている。各課長からヒアリングした内容に中期計画や事業計画に関わるものがあつた場合は、それをもとに大学運営・事業の改善を行っている。なお、勤務評価に関する事項は「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」に定めている。

以上のことにより、法人及び大学運営に必要な事務組織を適切に設け、職員の評価についてもヒアリングや人事調書の作成により適切に行っていると判断できる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向

上を図るための方策を講じているか。

大学運営に必要なSDは、必要に応じて教員、職員が協働で参加できるよう、「FD／SD委員会」を中心に企画しており、大学運営・教育研究・学生支援等に必要な情報、大学職員として身に着けるべき知識を共有するための機会を設けている。2020（令和2）年度は、オンラインで教育の質保証に関わるFD・SD研修を実施し、この結果と評価を教授会にて報告している。また、ハラスメント防止研修及び公的研究費コンプライアンス研修を同年度に実施している。2021（令和3）年度には「日本赤十字九州国際看護大学職員研修（SD）ガイド」を策定しており、このガイドに基づいた計画的な研修を今後も実施していく予定となっている。

以上のことより、大学運営を適切かつ効果的に行うための方策を適切に講じていると判断できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、毎年実施する内部監査において「大学運営・財務」の項目を設けて、点検・評価を行い、毎年報告書を公開している。また、「大学運営審議会」を設け、外部委員による大学運営の点検・評価を行っている。

法人本部による監査は、「学園内部監査規程」に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査を実施している。理事会で選出された監事2名による監査も実施し、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。また、外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

点検・評価結果に基づく改善・向上は、「自己点検・評価実施要領」に基づき、「経営会議」「質保証・IR室」による検証、学長への報告、各教育課程及び各組織の長による改善方策検討、「経営会議」「質保証・IR室」による方策の検証を経て学長が改善指示を行うことでPDCAサイクルを機能させている。

以上のように、大学運営の適切性についての点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上の取り組みを、適切に進めている。

<提言>

改善課題

- 1) 「教授会規程」において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする」と定められているものの、現状では「経営会議」において学長が決定した後に、教授会に意見を求める運用を行っている。したがって、規程との齟齬が生じていることから、規程に沿った意思決定プロセスを経るよう、改善が求められる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの法人の中期計画として「学校法人日本赤十字学園 第三次中期計画 ～学園大学間の連携推進～」を策定し、このなかで「経営・財政基盤の確立」を掲げ、これを実行するために「経営意識の醸成」「経営基盤の確立」「教育研究向上のための財源確保」の3点の財務に関する目標を示している。また、これらの目標に対し、当該大学の具体的な取り組みとして、「毎年度の収支予算について、経営会議や教授会で周知するとともに、毎年4月初旬に開催する新任教職員を含めた教職員会議においても、概要を説明して経営意識の醸成を図る」「教育や研究に関する寄附金募集の方法について具現化する」等を掲げている。

さらに、法人の中期計画に示した財務に関する目標や取り組みに基づき、大学の中・長期財政計画として「中期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備・改修計画」を作成し、2040（令和22）年までの財政シミュレーションを行っている。ただし、上記の法人の中期計画には具体的な数値目標を含んでいないため、今後は、シミュレーションの策定のみならず、数値目標を含んだ財政計画をより適切に策定することが望まれる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、大学部門では、人件費比率及び学生生徒等納付金比率は高く推移している。教育研究経費比率は、法人全体では低く推移しているものの、大学部門では一部の年度を除き高く推移している。また、事業活動収支差額比率及び経常収支差額比率は、経常的にプラスを確保しており、2017（平成29）年度及び2019（令和元）年度において同平均を上回っている。ただし、法人全体の事業活動収支差額比率は、2019（令和元）年度以降は同平均を下回っている。一方、貸借対照表関係比率については概ね良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準であることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けて、「FD/SD委員会」を中心に申請への指導等を行っているほか、外部の支援業者を活用した研究調書の作成支援や採択経験者等による学内での申請書に関するピアレビューを実施し、応募促進と採択率向上に取り組んでいる。この結果、2021（令和3）年度の科

学研究費補助金の獲得については、前年度に比較して採択件数・獲得金額ともに増加している。今後も研究支援に積極的に取り組み、外部資金の獲得増加を図り、財務基盤の一層の安定化を実現することが期待される。

以 上

日本赤十字九州国際看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称	
1 理念・目的	学園寄附行為	
	大学学則	
	大学院学則	
	R3 年度_学部学生便覧・履修の手引き	
	R3 年度_修士課程学生便覧・履修の手引き	
	R4 年度_大学案内	
	R4 年度_大学院案内	
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (学部_理念・目的と三つの方針)	
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (修士課程_理念・目的と三つの方針)	
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (博士課程_教育理念・3つのポリシー)	
	広報誌「一碧」11号	
	広報誌「一碧」13号	
	広報誌「一碧」14号	
	広報誌「一碧」15号	
	広報誌「一碧」16号	
	広報誌「一碧」17号	
	H29 年度_日本赤十字社九州八県支部合同災害救護訓練実施要綱	
	H29 年度_日本赤十字社九州八県支部合同災害救護訓練参加者及び傷病者設定一覧	
	R1 年度_臨時第6回_経営会議次第	
	R1 年度_臨時第6回_経営会議資料_第3期認証評価受審にあたり早急に取り組むべき主要課題の整理	
	R1 年度_臨時第9回_教学会議次第	
	R1 年度_臨時第9回_教学会議資料_自校教育の充実強化策について	
	R3 年度_第3回_教職員会議次第	
	R3 年度_第3回_教職員会議資料_本学の自校教育について	
	R3_新型コロナウイルス感染症に係る医療施設及び市町村への業務支援ボランティア派遣実績_9.30時点	
	広報誌「一碧」21号	
	宗像市報「むなかたタウンプレス」_R3.5.1号	
	学園第三次中期計画_R1-R5	
	第三次中期計画アクションプラン	
	R4 年度_事業計画	
	R3 年度_危機管理委員会活動計画書	
	R1 年度_自己点検・評価シート	
	R3 年度_重点事業	
	R4 年度_重点事業	
	デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画	
	ICT 推進会議要綱	
	2 内部質保証	内部質保証に関する方針
		R2 年度_第6回_教職員会議次第
		R3 年度_教職員ハンドブック
		内部質保証規程
		経営会議規程
教授会規程		

2 内部質保証	研究科委員会規程
	R3 年度_経営会議構成員名簿
	自己点検・評価委員会規程
	点検・評価実施要領
	R1 年度_自己点検・評価報告書
	質保証・IR 室規程
	運営審議会設置要綱
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (教育情報の公表)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (点検・評価)
	三つの方針の策定に関する基本方針
	R2 年度_FDS 研修資料_第三次中期計画概念図
	概念図 1_内部質保証体制図
	概念図 2_経営システム及び教学マネジメント概念図
	概念図 3_教学マネジメント体制図
	概念図 4_教学マネジメントに係る学内組織体制図
	R3 年度_第 10 回_共同看護学専攻連絡協議会議事録
	学部領域代表者会議規程
	研究科領域代表者会議規程
	R1 年度_臨時第 8 回_教学会議議事録
	R1 年度_臨時第 8 回_教学会議資料_3P と AP の改正について
	R1 年度_第 6 回_教学会議議事録
	R1 年度_第 7 回_教学会議議事録
	R1 年度_第 7 回_教学会議資料_学部 3P と AP の改正について
	R1 年度_第 3 回_学部領域代表者会議資料_学部 3P と AP の改正について
	R1 年度_第 8 回_研究科領域代表者会議資料_3P と AP の改正について
	R1 年度_第 10 回_教授会議事録
	R1 年度_第 12 回_研究科委員会議事録
	共同看護学専攻連絡協議会規程
	H28 年度_臨時第 1 回_共同看護学専攻連絡協議会議事録
	H30 年度_設置履行状況調査報告書
	新型コロナウイルス対策本部設置要綱
	新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針
	学生の健康支援・相談体制の見直しについて
	学生相談ダイヤルチラシ
	大学運営審議会委員一覧_H31-R3
	R1 年度_運営審議会委員からの提言への対応について
	R2 年度_第 9 回_経営会議議事録
	R3_赤十字病院看護部長等との意見交換会開催概要
	R3 年度_看護部長との意見交換会参加者一覧
	R1 年度_大学教育再生加速プログラム (AP) 年次報告書
	日本赤十字学園ホームページ (情報公開)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (学部_理念・目的と三つの方針_ASP)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (修士課程_理念・目的と三つの方針_ASP)
	学部カリキュラム・アセスメント・チェックリスト
	H30 年度_第 3 回_経営会議議事録
	H30 年度_第 3 回_経営会議資料_意見箱へ寄せられた投書について
	H30 年度_学生自治会との意見交換議事録
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (情報公開)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (財務状況)
	公式ホームページ運用指針
大学ポータルホームページ (日本赤十字九州国際看護大学)	
R3 年度_第 1 回_質保証・IR 室会議議事録	
R3 年度_第 10 回_教職員会議次第	
R3 年度_第 10 回_教職員会議資料_データカタログ簡易リスト	
3 教育研究組織	組織分掌規程
	R3 年度_委員会構成一覧

3 教育研究組織	図書館規程
	国際看護実践研究センター規程
	地域連携・教育センター規程
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (図書館)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (国際)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (地域連携部門)
	R3 年度_地域連携・教育センターセミナー開催案内_新人看護師教育担当者セミナー
	CNS_救急看護コース休講申請
	CNS 課程認定通知書_老年看護・精神看護
4 教育課程・学習成果	R3 年度_博士課程学生便覧・履修の手引き・シラバス
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (学部_理念・目的と三つの方針_DP)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (修士課程_理念・目的と三つの方針_DP)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ (博士課程_教育理念・3つのポリシー_DP)
	R1 年度_第 9 回_研究科領域代表者会議議事録
	R1 年度_第 3 回_学部領域代表者会議議事録
	R1 年度_第 4 回_学部領域代表者会議議事録
	R1 年度_第 8 回_教学会議議事録
	H28 年度_学部カリキュラム・ポリシーに基づき設定されたカリキュラムの適切性
	H28 年度_学部カリキュラム総括評価
	R4 年度_学部カリキュラム変更申請_教育課程を変更する理由等について
	R3 年度カリキュラムの方向性について
	大学教育再生加速プログラム(AP) 事後評価結果
	大学教育再生加速プログラム(AP) 事後評価調書
	R1 年度_第 6 回_研究科委員会議事録
	H29 年度_修士課程カリキュラム総括評価
	R4 年度_修士課程カリキュラム変更申請_教育課程を変更する理由等について
	R3 年度_修士課程コースモニタリング_前期
	WEB シラバス例_DP との関連
	R3 年度_前期_博士課程授業評価アンケート結果
	ポータル_WEB シラバス
	博士課程カリキュラムに関するヒアリング調査結果
	R1 年度_第 3 回_教学会議議事録
	R2 年度_臨時第 2 回_経営会議議事録
	R3 年度_学部前期ガイダンス日程表
	R3 年度_シラバス_学部・修士課程
	学部教育賞表彰制度規程
	R3 年度_学部教育優秀教員表彰制度受賞者講演会の案内
	履修規程
	ポータル_GPA
	R2 年度_夢・目標設定テンプレート
	R3 年度_教員オフィスアワー一覧
	R3 年度_卒業予定者アンケート調査の案内
	R3 年度_大学院生の学修・研究環境に関するアンケート結果
	意見箱_Wi-fi に関する要望への回答
	R4 年度_学部授業評価アンケート項目
	R2 年度_学部学生生活調査結果
	R3 年度_卒業研究優秀論文発表会
	R4 年度_学部シラバス作成要領
	R4 年度_修士課程シラバス作成要領
	R2 年度_後期_科目の自己評価結果
	オンライン授業受講のための準備のお願い
	オンライン授業での履修について
	R2 ICT 教育に関する取り組み履歴
	R1 年度_FDSD 研修資料 ICT を活用した双方向型授業及び自主学習支援ツールの使用方法
	MicrosoftTeams 利用マニュアル
	オンデマンド授業時間割

4 教育課程・学習成果	オンライン授業への問い合わせ内容
	R2 年度_第 8 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 9 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 10 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 11 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 12 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 13 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 14 回_学部領域代表者会議議事録
	R2 年度_第 15 回_学部領域代表者会議議事録
	学部_新型コロナウイルス感染症影響下における教育の質保証に関するチェックリスト
	学生面談担当一覧
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（修士論文に係る評価について）
	評点内訳表_様式
	修士論文の審査および最終試験の実施要領
	博士課程学位審査規程
	修士課程学位審査に関する細則
	共同看護学専攻博士学位審査委員会規程
	共同看護学専攻研究計画書審査委員会内規
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（博士論文に係る評価について）
	共同看護学専攻専門委員会内規
	共同看護学専攻運営に関する要項(案)
	共同看護学専攻教員資格基準に関する規程(案)
	修士課程_修了時の能力を評価する指標
	R2 年度_学部カリキュラム形成評価
	学部_カリキュラムマップ・カリキュラムチェックリスト
	DP ループリック
	R3 年度_卒業研究ループリック評価_様式
	ディプロマ・サブリメント
	R2 年度_修士課程_中間時の能力評価集計
	R1 年度_学部学生によるカリキュラム評価
	R2 年度_学部学生によるカリキュラム評価
	R2 年度_卒業生調査結果
	R3 年度_卒業生調査結果
	R2_就職先アンケート
	R3 年度_博士課程_カリキュラムに対するヒアリング調査
	R2 年度_学部 GPA 分布
	学部 ASP
	人体の構造と機能_成績分布_R1-R3
	入学前補講分析データ_H30-R3
	科目の自己評価シート_様式
	R2 年度_修士課程コース別モニタリング
	R1 年度_修士課程修了時の能力評価結果
	R3 年度_第 11 回_共同看護学専攻連絡協議会議事録
5 学生の受け入れ	R4 年度_学部学生募集要項_学校推薦型選抜
	R4 年度_学部学生募集要項_一般選抜
	R4 年度_修士課程学生募集要項
	共同看護学専攻博士課程パンフレット
	R4 年度_博士課程学生募集要項
	AP 修正案_学部領域代表者会議後
	R1 年度_第 12 回_学部入学試験委員会議事録
	R1 年度_第 15 回_教授会議事録
	R1 年度_第 9 回_研究科修士課程入学試験委員会議事録
	大学院修士課程 AP と CP、DP との関連の検討
	R3 年度_前期_高校訪問予定表
	R2 年度_第 1 回_高校訪問予定表_地方
	R2 年度_第 2 回_高校訪問予定一覧

5 学生の受け入れ	R3_大学入試説明会開催案内
	母校への手紙_様式
	R1_年度_各県支部担当者会議議事録
	R3_年度_第3回_オンラインオープンキャンパス_チラシ
	R3_年度_第3回_オープンキャンパス_参加者アンケート結果
	R3_年度_学生募集イベント参加履歴
	R2_年度_第2回_学部入試委員会議事録
	H27_年度_第11回_入試委員会議事録
	H28_年度_第15回_教授会議議事録
	H28_年度_第21回_経営会議議事録
	R3_年度_修士課程学生募集チラシ
	R3_年度_博士課程学生募集チラシ
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(新たな特待生・奨学金制度)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(災害救助法適用地域にて被災された受験生への支援について)
	大学院助産師教育助成金推薦基準に関する規定
	R3_年度_大学運営機能図
	学部入学試験委員会規程
	R3_年度_学部入試委員会活動計画
	研究科修士課程入学試験委員会規程
	共同看護学専攻入学試験委員会規程
	研究科博士課程入学試験委員会規程
	R3_年度_第11回_学部入試委員会次第
	学部入試オリエンテーション配布資料一覧
	R4_年度_入学者選抜対応マニュアル
	R4_年度_入学者選抜新型コロナウイルス感染症に対応する実施要領
	HP_R3_年度入学者選抜における「特例措置」について(改訂版)
	R3_年度_第8回_学部入学試験委員会議事録
	R3_年度_第10回_教授会議議事録
	R3_年度_第15回_経営会議議事録
	個人成績開示申請書_様式
	R2_年度_第10回_研究科修士課程入学試験委員会議事録
	R2_年度_第9回_研究科修士課程入学試験委員会議事録
	大学院_事前面談報告書_様式
	H28_年度_第7回_学部入学試験委員会議事録
	R3_年度_第12回_学部入学試験委員会議事録
	R3_年度_第19回_経営会議議事録
	R2_年度_自己点検・評価シート_第5章学生の受け入れ
	高校訪問報告書_様式
	R3_年度_大学説明会アンケート_様式
	オープンキャンパス_各コーナー報告書_様式
	オープンキャンパス報告用メモ_様式
	Inatagram_企画書
	本学インスタグラム
R2_年度_第6回_研究科博士課程入学試験委員会議事録	
6 教員・教員組織	求める教員像及び教員組織編制方針
	R4_年度_学部_教育体制
	R4_年度_修士_教育体制
	R3_年度_第13回_教職員会議次第
	大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規
	R3_年度_第20回_経営会議議事録
	R3_修士課程_教員資格審査結果
	R3_年度_博士課程_研究指導教員一覧
	教員任用選考規程
	看護大学・短期大学における教育職の選考基準
	人事委員会規程

6 教員・教員組織	R3 年度_第 11 回_教授会議事録	
	R3 年度_臨時第 3 回_経営会議議事録	
	教員昇任選考規程	
	R3 年度_前期_修士課程 FD 研修会報告書	
	R3 年度_後期_修士課程 FD 研修会報告書	
	R3 年度_第 13 回_研究科委員会次第	
	FD ガイド	
	R2 年度_FSD 研修実施状況	
	R3 年度_FSD 研修実施状況	
	R2 年度_FSD 研修報告書_本学の内部質保証と第 3 次中期計画を踏まえた全学的取り組みについて	
	R2 年度_FSD 研修報告書_教学マネジメント研修会	
	R2 年度_研究倫理セミナー報告書	
	R3 年度_新カリキュラムに向けた研修報告書	
	R3 年度_FSD 研修報告書_大学教職員の質向上のための研修_赤十字の基本理念に対する理解	
	R3 年度_FSD 研修報告書_新任教員の教育・研究活動発表会	
	学部教育賞実施規程	
	R3 年度_学部教育優秀教員表彰制度受賞者講演会報告書	
	大学貢献賞実施規程	
	7 学生支援	R3 年度_AA サポートガイド
		R2 年度_学生生活調査結果
R2 年度_AA アンケート結果		
正課外活動に関するガイドライン		
R2 年度版_正課外プログラム一覧_関連 DP・ポイント対応表		
障がい学生支援ガイドライン		
障がい学生支援対応について		
障がい学生支援フローチャート		
決裁_学生・保護者対象メンタルヘルス・カウンセリングサービスの導入について		
R2 年度_スクールカウンセラーによる学生相談件数		
こころのサポートシステム報告書_R2.3 分		
H29 年度_第 15 回_経営会議議事録		
入学時における抗体価検査と予防接種のあり方の見直しについて		
厚生労働省_手洗いパンフレット		
学校感染症他感染症疾患発生に伴うマニュアル		
不審者対応マニュアル		
災害対応マニュアル		
R3 年度_就職活動ガイドブック		
R3 年度_就活スタート講座_アンケート集計結果		
学生等施設利用規程		
学生棟クラブ室使用規程		
課外活動規程		
R2 年度_大学院_学習・研究環境に関するアンケート結果		
R3 年度_修士課程_学修・研究環境に関するアンケート結果		
8 教育研究等環境	教育研究等環境の整備に関する方針	
	研究推進基本方針	
	R3 年度_第 5 回_教職員会議次第	
	Moodle&シミュレーション教育研修会の案内メール	
	学生対象 Moodle ガイダンス配布資料	
	本学における教育の質向上のための ICT 利活用環境推進整備について	
	R3 年度_演習実習担当教員一覧	
	宗像市共同プロジェクト_みんなで考える減災対策	
	オンライン授業の著作権 Q&A : 令和 3 年度から	
	Moodle_情報リテラシー教育	
	図書購入リクエストフォーム	
	R3 年度_洋雑誌アンケート結果	
	R3 年度_図書館予算_災害・人道関連図書	

8 教育研究等環境	古本募金による寄付状況_H28.2-R3.3
	キャンパス日記_オンラインで「ビブリオバトル」を開催しました
	全国大学ビブリオバトル2019 首都決戦予選会実施報告書
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(新入生にすすめる本)
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(本でクロス!もってクロス!)
	HP_マイライブラリ
	図書館間相互利用件数(郵送サービス含む)_R3.3.31時点
	図書館データベース・電子資料利用状況_R3.3.31時点
	HP_eナーストレーナー利用案内
	ポータル_ビジュランクラウド利用案内
	R2年度_基礎力総合ゼミナールI 図書館情報検索について_アンケート結果
	R2年度_図書館ガイダンス実施状況
	R2年度_オーダーメイドガイダンス_アンケート結果
	本学リポジトリ
	本学学術情報リポジトリに登録する文献データ提供のお願い
	宗像市民図書館・宗像市内大学図書館間貸借規程
	本学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針に伴う図書館の対応
	奨励研究費等取り扱い内規
	R2_教員業績_1-12月
	日本赤十字学園ホームページ(研究報告書等)
	R3年度_科学研究費等配信状況
	R3年度_科研費研修会報告書
	R2年度_研究促進委員会最終評価
	大学生とつくる元気なまちプロジェクト_ポスター
	大学生とつくる元気なまちプロジェクト_申請一覧
	本学リポジトリ_紀要インデックス
	教員の教育研修・研究期間制度規程
	大学院ティーチング・アシスタント取扱規程
	スチューデント・アシスタント規程
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(研究に関する情報_公的研究費の管理・運営について)
	研究費等の不正防止に関する責任体制フローチャート
	研究者等の行動規範
	公的研究費等運営・管理規程
	公的研究費の内部監査に関する取扱要綱
	R2年度_公的研究費の内部監査に係る結果報告について
	R3年度_公的研究費不正防止計画
	R3年度_コンプライアンス研修案内メール
	研究促進委員会規程
	研究倫理審査委員会規程
	研究倫理委員会規程
	倫理審査委員会運営要領
	教員へのAPRIN受講案内メール
	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針改定について周知メール
	R1年度_倫理教育セミナー企画書
	R3年度_研究倫理に関する研修会案内メール
	R2年度_研究倫理審査承認一覧
	ポータル_院生へのAPRIN受講案内
	倫理審査委員会一覧
	研究データ保存等に関するガイドライン
	研究終了報告書_倫理審査委員会運営要領_様式8
重篤な有害事象に関する報告書_倫理審査委員会運営要領_様式9	
研究進捗状況報告書_倫理審査委員会運営要領_様式7	
R2年度_研究倫理審査委員会最終評価	
R2年度_図書館運営委員会最終評価	
R3年度_第5回_経営会議議事録	

9 社会連携・社会貢献	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（ガバナンス・コード 取り組みに関する各種方針_各種方針・計画）
	宗像市との包括的連携協定書
	災害時における支援協力に関する協定書
	西日本新聞社との包括的連携協定書
	施設地域開放規程
	R3 年度_第 1 回_キャンパス体験プログラム報告書
	R3 年度_むなかた大学のまち協議会総会議案書
	大学生の力によるまちの課題解決等プロジェクト業務委託契約書
	R3 年度_夏の課外授業 in むなかた実施記録
	R3 年度_こども大学 Little 看護師報告書
	H28 年度_健康スポーツ de ハッピー事業報告書
	宗像市_コロナ禍におけるスポーツ観光調査研究業務報告書_R3. 2
	科学研究費助成事業データベース（研究課題領域番号 17K12334）
	福岡未来創造プラットフォームに関する包括的連携協定書
	日本看護系大学協議会ホームページ（セミナー・シンポジウム 一覧_Nursing Now ニッポン宣言）
	外部委員委嘱一覧_R3. 12 時点
	R1 年度_釣川クリーン作戦実施報告書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（ガバナンス・コード 取り組みに関する各種方針_取り組みに関する各種方針）
	R3 年度_第 1 回臨時_教職員会議次第
	R3 年度_第 1 回臨時_教職員会議学長資料_2021 年度のめざすところ
	学園看護大学規程
	学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
	学園看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針
	学長の解任手続に関する経営会議内規
	学園決裁規程
	諸規程集
	学務部長選考規程
	図書館長選考規程
	学園理事・監事一覧
	学園理事会業務委任規程
	R3 年度_第 2 回_教職員会議次第
	ANPIC 説明資料
	R3 年度_避難消火訓練方法
	日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（【重要】新型コロナウイルスに関するお知らせ（本学の対応））
	学園の保有する個人情報保護規程
	学園特定個人情報取扱要領
	学園経理規程
	学園経理規程施行細則
	R3 年度_第 12 回_教職員会議次第
	R3 年度_大学組織図
	学園看護大学規程施行細則
	日本赤十字学園ホームページ（組織・設置大学）
	学園職員給与要綱
	職員採用選考規程
	R3 年度事務職員募集要項
	R3 年度_経営会議、教授会、研究科委員会及び教職員会議開催予定表
	職員調書の提出依頼メール
	職員調書_役付職員
	職員調書_一般職員
	学園職員勤務評価実施要綱
	R1 年度_FDSD 伝達研修_開催企画書
	R1 年度_FDSD 伝達研修_出欠表
	R1 年度_FDSD 伝達研修_参加者アンケート結果

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	R2 年度_FSDS 委員会最終評価
	R2 年度_FSDS 研修報告書_新任教員の教育研究発表会
	R2 年度_コンプライアンス研修案内メール
	R2 年度_ハラスメント防止研修案内メール
	SD ガイド
	学園内部監査規程
	監事監査報告書_H27-R2
	監査法人監査報告書_H27-R2
10 大学運営・財務 (2) 財務	R2 年度_財務関係比率_経常収入比
	5 ヶ年連続財務計算書類_様式 7-1
	財務計算書類_H27-R2
	財産目録_R3. 3. 31 時点
	R3 年度_第 16 回_経営会議議事録
	R3 年度_第 16 回_経営会議資料
	R2 年度_学園事業報告書
	R1 年度_私立大学等改革総合支援事業の選定状況
	R2 年度_私立大学等改革総合支援事業の選定状況
	R3 年度_私立大学等改革総合支援事業の選定状況
	R3 年度_第 4 回_教職員会議次第
	R3 年度_研究調書レビュー支援計画
	その他
(0519 修正) 05-02_校地・校舎面積算出方法	
(修正 0607) 05 大学基礎データ (日本赤十字九州国際看護大学)	
(修正) 05-01_人数算出方法	
(追加 0607) 共同看護学専攻に係る教員数について	
(追加 0607) 共同看護学専攻に係る研究指導教員数等_人数算出方法	
(修正 0613) 05 大学基礎データ (日本赤十字九州国際看護大学)	
学生の履修登録状況 (過去 3 年間)_0621	
(修正 0621) 05 大学基礎データ (日本赤十字九州国際看護大学)	
(追加 0708) 中長期収支・資金計画	

日本赤十字九州国際看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	令和元年度第9回教学会議議事録
	令和元年度第9回学生支援委員会議事録
	令和元年度第11回学生支援委員会議事録
	R3年度版_正課外プログラム一覧_関連DP・ポイント対応表
	R4年度版_正課外プログラム一覧_関連DP・ポイント対応表
	DX計画に基づく教員研修検討記録
	DX計画に基づく教員研修計画スケジュール
2 内部質保証	R3年度_自己点検・評価シート
	令和3年度第1回自己点検・評価委員会次第
	R1年度_臨時第6回_経営会議資料_第2期認証評価結果において「期待される・望まれる」とされた内容（抜粋）
	令和4年度運営審議会議事録
3 教育研究組織	令和元年度共同看護学専攻 合同ガイダンス スケジュール及び出席者一覧
	令和元年度共同看護学専攻 合同研究ゼミナール スケジュール及び出席者一覧
	令和4年度共同看護学専攻 学年暦
	共同看護学専攻研究科長会議規程
	令和3年度国際センター運営概念図
	令和3年度国際看護実践研究センター活動計画書
	令和3年度国際看護実践研究センター事業成果資料
	令和3年度第23回経営会議議事要旨
	令和4年度第2回教授会議事要旨
	令和4年度第2回教職員会議次第
	令和4年度国際センター運営機能図
	令和4年度国際看護実践研究センター活動計画書
	令和3年度地域連携・教育センター年間活動計画書
	令和3年度地域連携・教育センター年間活動計画一覧
	令和4年度地域連携センター運営機能図
	令和4年度地域連携・教育センター年間活動計画書
	令和4年度地域連携・教育センター年間活動計画一覧
	令和4年度地域連携センター運営機能図
	令和3年度地域連携教育センター事業成果資料
	人道について考える企画展報告書
	日本赤十字社福岡県支部ホームページ
	本学ホームページ キャンパス日記_企画展
	宗像市ホームページ_令和3年度大学生の力によるまちの課題解決プロジェクト
	本学ホームページ 公開講座
	宗像市ホームページ むなかた子ども大学サイト
	公開講座リトル看護師報告書
	本学ホームページ キャンパス日記_公開講座リトル看護師
	宗像こども大学ボランティア学生アンケート結果
	本学ホームページ キャンパス日記_公開講座地域で取り組む防災減災
	本学ホームページ キャンパス日記_共同研究
認定看護師教育課程（救急看護コース）の開講について	
令和4年度大学運営機能図	
令和3年度教育職勤務評価の概要	
令和3年度教育職勤務評価者区分	
令和3年度勤務評価マニュアル	
4 教育課程・学習成果	学生面談担当一覧

4 教育課程・学習成果	科目読替表（新旧対照表）
	共同看護学専攻連絡協議会規程
	共同大学院_教務委員会規程
	2020 年度第 11 回共同看護学専攻教務委員会議事録
	2020 年度第 11 回共同看護学専攻連絡協議会議事録
	2020 年第 11 回学部領域代表者会議議事録
	2020 クリティカルケア実習要項案
	看護技術Ⅲ授業計画（修正後）
	2021 修士課程時間割
	R3 前期大学院講義 Zoom ID とパスワード一覧（教員用）
	R3 前期・後期 遠隔講義数
	博士既修得単位認定規程
	修士論文チェックリスト
	令和 3 年度第 10 回研究科教務委員会修士部門議事録
	修士課程学位審査に関する細則（新旧対照表）
	学修成果を可視化する支援ハンドブック
	2022 年度 DS スケジュール
実地前修正_06 基礎要件確認シート（日本赤十字九州国際看護大学）	
5 学生の受け入れ	令和 4 年度第 5 回研究科入学試験委員会 博士部門 議事録
	令和 4 年度第 6 回研究科入学試験委員会 博士部門 議事録
	アドミッションポリシーと入試方法の適切性
	令和元年度第 1 回学部入学試験委員会議事録（4 月）
	令和元年度第 9 回学部入学試験委員会議事録（11 月）
	令和 2 年度第 2 回学部入学試験委員会議事録（6 月）
	令和 2 年度第 9 回学部入学試験委員会議事録（12 月）
	令和 3 年度第 2 回学部入学試験委員会議事録（5 月）
	令和 3 年度第 10 回学部入学試験委員会議事録（12 月）
	令和 4 年度第 2 回学部入学試験委員会議事録（5 月）
	入試成績と入学後の成績相関
	入試成績と入学後成績の比較（サンプル）
	令和 5 年度推薦選抜問題作成スケジュール
	令和 5 年度試験選抜問題作成スケジュール
	令和 3 年度点検評価シート
	令和 3 年度学部入学試験委員会活動報告書
	令和 4 年度学部入学試験委員会年間計画書
	令和 3 年度研究科入学試験委員会（修士課程部門）活動報告書
	令和 4 年度研究科入学試験委員会（修士課程部門）年間計画
	令和 3 年度研究科入学試験委員会（博士課程部門）活動報告書
令和 4 年度研究科入学試験委員会（博士課程部門）年間計画書	
6 教員・教員組織	日本赤十字社 赤十字の七原則 URL
	共同看護学専攻教員資格基準に関する規程
	本学教員に求められる能力（指針）
	平成 26 年度施行 教員組織編成方針
	令和元年度臨時第 11 回経営会議次第
	令和元年度臨時第 11 回経営会議資料
	令和元年度第 16 回教授会議事録
	教員採用面接用シート
	2022 年度大学院看護学研究科共同看護学専攻 合同ガイダンススケジュール
	令和 3 年度第 6 回研究科教務委員会修士部門議事録
7 学生支援	令和 4 年度後期_「キャリアデザインⅠ」シラバス
	令和 3 年度後期「キャリアデザインⅠ」授業評価アンケート
	キャリアデザインⅡアンケート結果
	個別相談会案内
	KM ソリューションズ 実績

7 学生支援	赤十字病院合同キャリア相談会スケジュール (URL 付)
	赤十字病院合同キャリア相談会リスト
	令和元年度臨時 (第 17 回) 経営会議議事要旨
	令和 2 年度第 2 回学生支援委員会議事録
8 教育研究等環境	安全衛生委員会規程
	令和 3 年度第 1 回安全衛生委員会議会議資料
	令和 3 年度第 6 回安全衛生委員会議事録
	令和 3 年度第 7 回経営会議議事要旨
	学校医の委嘱に関する覚書
	産業医業務委託契約書
	オープン学長室の開催について
	研究時間実態調査の中間評価
	APRIN システムの管理ページからの抽出データ
	コンプライアンス・研究倫理研修企画書
	2019 年度ネットワーク回線占有状況実態調査
	本学のインターネット回線の速度低下に対する施行運用後の結果報告_最終報告 2019. 11. 26
	インターネット回線増強計画 (案) (2021. 6. 28ICT 推進会議資料)
	本学の Free wi-fi の学内ネットワーク設定変更及びインターネット増強について (2021. 07. 26ICT 推進会議資料)
	2022 年度実施_学内 LAN 配線工事、アクセスポイント増強工事資料(2022. 07. 12ICT 推進会議資料)
9 社会連携・社会貢献	令和 2 年度 JICA 集団研修 業務完了報告書
	令和 4 年度第 5 回経営会議議事要旨
	令和 4 年度第 2 回地域連携・教育センター会議事録
	令和 4 年度改訂_地域連携教育活動における新型コロナウイルス感染症対策行動指針
	令和 3 年度 JICA 集団研修 業務完了報告書
	令和 2 年度第 7 回教授会議事録
	令和 3 年度第 6 回教授会議事録
	令和 2 年度第 2 回地域連携教育センター (地域部門) 会議資料
	令和 2 年度第 2 回地域連携教育センター (地域連携部門) _議事録
	令和 3 年度第 2 回経営会議議事要旨
	令和 3 年度第 2 回経営会議資料
令和 3 年度地域連携・教育センター活動報告	
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	過去 5 ヶ年における大学採用事務職員数
	課長ヒアリング資料
	職員調書と記入要領
その他	令和 4 年度第 1 回学部入試委員会議事録
	令和 4 年度第 4 回教授会議事要旨
	令和 4 年度第 4 回経営会議議事要旨
	推薦入試面接要領

日本赤十字九州国際看護大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
4 教育課程・学習成果	日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程
8 教育研究等環境	「ラーニング・コモンズを開設しました」